

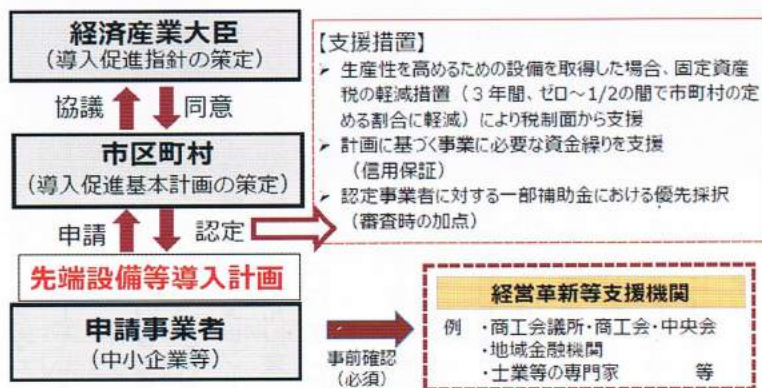
労働生産性の伸び悩みを解決する  
設備投資を後押しする

# 先端設備等導入計画

岐阜市では、先端設備導入計画を策定し市の認定を受けると、計画に基づいて取得した新規設備に係る固定資産税の課税標準が3年間にわたってゼロになります。計画の作成と聞くと難しく感じるかもしれませんが、当所の経営支援員と一緒に作製のサポートをしますので、お気軽にご相談ください。



もり経営コンサルティング合同会社  
代表 **森 竜也** 氏  
中小企業診断士  
FACO(食農連携コーディネーター)  
キャリアコンサルタント



■図1：先端設備導入計画の全体スキーム 【中小企業庁 先端設備等導入計画策定の手引き より抜粋】

「先端設備等導入計画」は、生産性向上特別措置法（2018年6月6日施行）において措置された、中小企業・小規模事業者等が設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画です。中小企業者は、岐阜市が策定した「導入促進基本計画」の内容に沿った「先端設備等導入計画」（以下、「計画」といいます）を策定し、市の認定を受けることで、税制支援や金融

先端設備等導入計画のスキーム



(株)マルエイ 本社ビル

www.maruei-gas.co.jp

マルエイグループはおかげさまで創業133年



皆様の産業と喜びにご奉仕する!

## 株式会社 マルエイ

取締役名誉会長 澤田 榮治 代表取締役社長 澤田 栄一

本社 / 〒500-8152 岐阜市入舟町4-8-1 ☎(058)245-0101(代)

LPガス、ガス器具、ガソロンパイプ製造販売、G.H.P.冷暖房空調システム、増改築リフォーム  
不動産、太陽光発電システム、燃料電池システム、「カリメラの水」宅配事業、アグリ・バイオエネルギー  
放課後等デイサービス「ハッピーテラス」、福祉用具レンタル&介護リフォーム事業

仙台-横浜-湘南-名古屋-一宮-小牧-岐阜-山県-大垣-南濃-関-郡上-高山-飛騨白川-福井-四日市-桑名-津-伊勢志摩-岡山-倉敷-山口-福岡-佐賀-大分

支援などの支援措置を活用することができません。

制度を活用するための重要なポイントとして、「事前確認を受けた計画が対象」となることが挙げられます。つまり、認定を受けるためには、新たに導入する設備取得日よりも前に計画の策定・認定が必要になります。故に、既に取得した設備を計画の対象とすることはできません。また、経営革新等支援機関の事前確認や岐阜市による認定事務に一定以上の期間を要する場合があります。申請状況の混雑具合によっては、1カ月、数カ月かかる場合もあるため、事前にスケジュールを確認しておくことが先決です。例えば、設備が納入される2週間前に先端設備等導入計画を作成し、提出したとしても、設備導入後にしか認定されない見込みになるため、その設備は計画の対象とならない可能性が高いということになります。設備取得前に「申請する」のではなく、「認定される」ことが必要になります。

さらに、認定を受けられるのは中小企業等経営強化法に定められた中小企業者になります。なお、後述する税制支援(固定資産税の特例措置)で対象となる中小企業者の要件とは異なるため、注意が必要です。

| 業種分類                   | 資本金の額又は出資の総額 | 常時使用する従業員の数 |
|------------------------|--------------|-------------|
| 製造業その他                 | 3億円以下        | 300人以下      |
| 卸売業                    | 1億円以下        | 100人以下      |
| 小売業                    | 5千万円以下       | 50人以下       |
| サービス業                  | 5千万円以下       | 100人以下      |
| 政令指定業種                 |              |             |
| ゴム製品製造業*               | 3億円以下        | 900人以下      |
| ソフトウェア業<br>又は情報処理サービス業 | 3億円以下        | 300人以下      |
| 旅館業                    | 5千万円以下       | 200人以下      |

\*自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く

■図2：中小企業の定義

また、企業組合、協業組合、事業協同組合等についても計画の認定を受けることができる「中小企業者」になります。

### 先端設備等導入計画の要件

- 計画の要件は、①一定期間内に、②労働生産性を一定程度向上させる、③先端設備等を導入する、になります。また、④岐阜市の「導入促進基本計画」に合致することも求められます。各項目についてそれぞれ説明します。

#### ①「一定期間」とは

計画認定から、3年間、4年間または5年間になるため、この期間の計画を策定することになります。

②「労働生産性を一定程度向上させる」とは

労働生産性には様々な定義がありますが、「先端設備等導入計画」においては、次の算式によって算定します。

$$\frac{(\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費})}{\text{労働投入量}} \times 100$$

労働投入量  
(労働者数又は労働者数  
×1人当たり年間就業時間)

■図3：労働生産性の算式

そして計画期間で、基準年度(直近の事業年度末決算の数字)末比で、労働生産性が年平均3%以上向上することが求められます。つまり、事業終了時に、3年計画であれば9%、4年計画であれば12%、5年計画であれば15%の労働生産性向上が求められます。

#### ③「先端設備等」とは

労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される設備で、機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェアが対象となります。

#### ④岐阜市の「導入促進基本計画」

市区町村が作成する「導入促進基本計画」の内容によって、対象設備が異なってくるためこの記載がありますが、岐阜市は③の先端設備全てを対象としています。

おかげさまで69周年

はがね  
鋼のように しなやかに...

鉄のデパート(一般鋼材・特殊鋼・ステンレス・アルミ等)

笠原鋼鉄株式会社

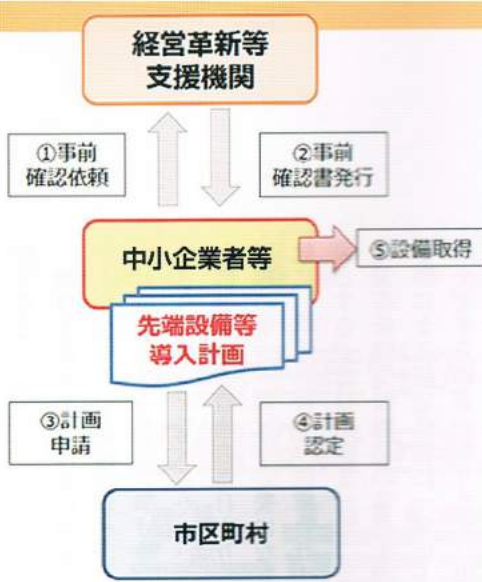
■本社/岐阜市加納桜田町2-8

■本店/岐阜市六条東1-3-4 TEL058-271-0355(代) FAX058-271-0356

E-mail: kksteel@poplar.ocn.ne.jp

■名古屋営業所/名古屋市熱田区中田町2-11

無から創造へ



■図4：先端設備導入計画申請の流れ  
【岐阜市 ホームページ「先端設備等導入計画」の認定申請受付より抜粋】

### 先端設備導入計画の認定の流れ

計画認定の流れは以下の通りになります。ポイントは、「経営革新等支援機関」の事前確認が必須であること、そして繰り返しになります。設備取得は計画を岐阜市が認定した後になるということです。

経営革新等支援機関は、商工会議所・商工会等の中小企業支援機関、地域金融機関、その他士業等専門家（税理士、中小企業診断士等）になります。どの経営革新等支援機関でも問題ありませんが、★出来上がった計画書を確認するだけでなく計画作成から支援してくれる、★計画作成から認定までのノウハウ・経験（岐阜市の担当者を知っている等）を有しているのがベストです。

### 税制支援（固定資産税の特例）について

先端設備等導入計画の認定によって受けられる支援措置は、大きく分けて、①税制支援（固定資産税の特例）、②金融支援（民間金融機関の融資に対する信用保証に関する支援）、③予算支援（一部補助事業における優先採択（審査時の加点）の対象となる）の3つがあります。

ここでは、①税制支援（固定資産税の特例）について詳しく説明します。

a 中小企業者等が、平成33年3月31日までに、岐阜市から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき、b 一定の設備を新規取得した場合、新規取得設備に係る固定資産税の課税標準が3年間にわたってゼロになるという支援をうけられます。

#### a 中小企業者等とは

税制支援については、対象となる企業の規模要件が異なるため注意が必要です。大まかに言うと、資本金のある法人は、資本金1億円以下、資本金を有しない法人及び個人事業主は、従業員数1,000人以下であることが求められます。

#### b 一定の設備とは

税制支援で定義する先端設備であることが求められます。下記表の対象設備の内、①一定期間内に販売されたモデル

（中古資産は対象外）  
②生産性の向上に資するものの指標（生産効率、エネルギー効率、精度等）が旧モデルと比較して年平均1%以上向上している設備  
この2つの要件を満たすものが、先端設備と認められます。

| 設備の種類      | 用途又は細目     | 最低価額<br>（1台1基又は一の取得価額） | 販売開始時期 |
|------------|------------|------------------------|--------|
| 機械装置       | 全て         | 160万円以上                | 10年以内  |
| 工具         | 測定工具及び検査工具 | 30万円以上                 | 5年以内   |
| 器具備品       | 全て         | 30万円以上                 | 6年以内   |
| 建物附属設備（※1） | 全て         | 60万円以上                 | 14年以内  |

※1 備却資産として課税されるものに限る。

■図5：認定される先端設備の要件 【中小企業庁 先端設備等導入計画策定の手引き より抜粋】

要件①・②について、客観的な証明として工業会等から証明書を取得する必要があります。新規導入する設備を生産したメーカーに、証明書の発行を依頼してください。工業会

の証明書取得を含めた設備取得と計画認定のフローは以下の通りになります。繰り返しになりますが、「先端設備等導入計画」の認定後に、設備を取得することを心掛けてください。



■図6：計画の申請～認定、設備取得のスケジュールイメージ

【中小企業庁 先端設備等導入計画について より抜粋】

「先端設備等導入計画」の認定は、手間暇がかかるように見えますが、それほどではありません。取り組むだけのメリット（支援策）は、非常に大きいと言えます。まずは、最寄りの経営革新等支援機関に、要件に合致するのか、どのような流れになるのか、といったことを相談し、チャレンジしてみてください。